

(別記様式3)

## 赤城森林公園・赤城ふれあいの森（SUBARUふれあいの森 赤城） の管理における指定管理者制度活用の実施方針

令和6年6月

### 1 基本的事項

#### (1) 施設の概要

所在地	前橋市富士見町
設置年月日	赤城森林公園 昭和58年4月1日 赤城ふれあいの森 平成元年4月1日
敷地面積	赤城森林公園 367ha 赤城ふれあいの森 76ha
主な施設・建物	赤城森林公園 公衆便所3棟 赤城ふれあいの森 木の家（木造2階建612平方メートル）、学習館（木造平屋建121平方メートル）、バーベキュー棟（木造平屋建116平方メートル）、炊事棟（木造平屋建33平方メートル）、バンガロー3棟、公衆便所2棟、テントサイト5箇所、四阿7棟、森の架け橋21m、歩道橋2基56m、遊歩道、管理道、倉庫3棟、作業小屋1棟、ポンプ小屋1棟

#### (2) 施設の設置目的

森林が持つ優れた自然環境を保全し、森林空間の利用を通じて県民の保健、休養及び学びに資することを目的としている。

#### (3) 指定管理者制度活用の目的

赤城森林公園は荒山から鍋割山にかけての荒山高原を中心に、周辺に広がる広葉樹やツツジ類の群落等優れた自然環境を有している。また、区域を接する赤城ふれあいの森は「あかぎ木の家」の木工工作や「野外学習の森」で自然観察が楽しめ、県立森林公園では唯一宿泊体験施設が整備され体験・参加型の森林公園となっている。

県央に位置する森林公園として県民が健康で豊かな生活を過ごすための保健・休養の場として必要であることから県が設置している。

管理運営については、民間等が持つ創造的で柔軟な発想や豊富な知見を活用することにより、管理運営経費の節減を図りながら、施設の効用を最大限に発揮し、県民サービスを向上することが可能と考えられる。

**(4) 指定の期間（予定）**

3年間（令和7年4月～令和10年3月）

理由：赤城エリアにおける施設の役割や方向性について検討・検証作業を行うための期間として3年間とする。

**(5) 利用料金制採用の有無**

利用料金制を一部採用

※施設管理費用に対し利用料金収入の不足が見込まれることから、(6)に定める額を上限（予定）として施設管理費用の一部を指定管理者に支払う。

**(6) 指定管理者に支払う施設管理費用の上限額（予定）**

3年間の総額 46,335千円

令和7年度	15,445千円
令和8年度	15,445千円
令和9年度	15,445千円

**(7) 施設の管理運営方針**

- ア 設置目的を達成するために施設の効率的かつ効果的な管理を行い、利用者の利便性の向上や管理経費の節減を図る。
- イ 県民の保健及び休養に資する活動を促進するための事業を、最小の経費で最大の効果が出るように実施する。
- ウ 利用者の意見を管理運営に反映させ、利便性の向上や事業内容の充実などの県民サービスの向上を図る。
- エ 施設の設置目的及び地域活性化に寄与するため、積極的に自主事業に取り組む。
- オ 個人情報保護法等に基づく適切な情報管理を行う。
- カ 地域住民の意見・要望にも配慮した運営に努める。

**(8) 指定管理者が行う業務の範囲（業務内容、要求水準、成果目標等）**

ア 業務内容

- (ア) 森林公園の施設等の使用の承認及び使用料徴収等に関する業務
- (イ) 森林公園の施設等の使用の承認の取消し等に関する業務
- (ウ) 森林公園の休館日の変更等に関する業務
- (エ) 森林公園の開館時間の変更に関する業務
- (オ) 森林公園内における樹木、施設及び附属施設の維持管理に関する業務
- (カ) 森林公園のホームページを運営すること
- (キ) 上記のほか、森林公園管理に必要な業務

イ 要求水準

募集要項において、個々の事業区分ごとに具体的な要求基準を定める。

ウ 成果目標

施設利用者数 211,400人（令和9年度）

## 2 募集及び候補者選定等に関する事項

### (1) 募集の方法

公募とする。

### (2) 審査の方法及び選定基準等

#### ア 審査の方法

候補者選定における透明性・公平性を高めるため、県職員以外の民間委員で構成する選定委員会を設置し、応募者から提出された事業計画書等について、募集要項において定める選定基準に基づいて総合的な審査を行う。

#### イ 選定委員会の構成

財務会計及び労務管理等に関する有識者、森林分野に関する有識者、施設利用代表者、その他の有識者から5名程度を選任する予定である。

#### ウ 選定基準

(ア) 指定管理者の指定を受けようとする団体が、事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。

(イ) 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保できるものであること。

(ウ) 事業計画の内容が、施設の管理運営に係る経費の縮減を図るものであること。

(エ) 事業計画の内容が、当該施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成できるものであること。

(オ) 事業計画の内容が、利用者要望への対応、地域貢献、防災対策・緊急時の対応等、その他必要と認める基準を満たすものであること。

※ 選定基準ごとの詳細な審査項目、審査内容及び配点については、募集要項において定める。

#### エ 審査経過の公開

応募者及び提出された事業計画の概要、選定委員会の審査概要及び審査結果は、応募者の利益及び選定の公正性を損なわない範囲で、逐次公開する。

## 3 今後の日程（予定）に関する事項

実施方針の県議会への報告	令和6年	6月
選定委員会の設置		6月
募集期間		7月～8月
審査の実施		9月～10月
候補者の選定（候補者としての適否の判定）		11月
指定及び債務負担行為に係る議案上程 （審査経過の県議会への報告）		11月～12月
指定、協定の締結、引継	令和7年	1月～3月

指定管理期間開始	4月
----------	----

#### 4 (参考) 現在の管理状況

##### (1) 施設の管理者

群馬県森林組合連合会

##### (2) 施設管理経費の実績 (指定管理業務相当部分)

令和4年度実績 単位: 千円

収入		支出	
	15,180		15,241
収入合計	15,180	支出合計	15,241

##### (3) 施設利用の実績

令和4年度実績 施設利用者数 142,320人